別表１（第２条、第７条、第８条関係）

種目	対象者	機能	耐用年数	基準額
【介護・訓練支援用具】				
特殊寝台	下肢又は体幹の機能の障害の程度が２級以上の障害者	腕又は脚の訓練ができる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	８年	154,000 円
特殊マット	下肢又は体幹の機能の障害の程度が１級（障害児にあっては、２級以上）の障害者及び障害の程度が重度又は最重度と判定された知的障害児・者で、原則として３歳以上のもの	じょくそう　褥瘡　及び失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	５年	19,600 円
特殊尿器	下肢又は体幹の機能の障害の程度が１級の障害者等で、原則として学齢児以上のもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等及び介護者が容易に使用できるもの	５年	67,000 円
入浴担架	下肢又は体幹の機能の障害の程度が２級以上の障害者等で、原則として３歳以上のもの（入浴に当たって他人の介助を要する者に限る。）	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	５年	82,400 円
体位変換器	下肢又は体幹の機能の障害の程度が２級以上の障害者等で、原則として学齢児以上のもの（下着の交換等に当たって他人の介助を要する者に限る。）	介助者が容易に使用できるもの	５年	15,000 円
移動用リフト	下肢又は体幹の機能の障害の程度が２級以上の障害者等で、原則として３歳以上のもの	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用できるもの（天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。）であること	４年	159,000 円
訓練椅子	下肢又は体幹の機能の障害の程度が２級以上の障害児で、原則として３歳以上のもの	原則として附属のテーブルを付けるもの	５年	33,100 円
訓練用ベッド	下肢又は体幹の機能の障害の程度が２級以上の障害児で、原則として学齢児以上のもの	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	８年	159,200 円

種目	対象者	機能	耐用年数	基準額
【自立生活支援用具】				
入浴補助用具	下肢又は体幹の機能の障害を有する障害者等で、原則として３歳以上のもの（入浴に当たって他人の介助を必要とする者に限る。）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水（にゅうすい）等を補助でき、障害者等及び介助者が容易に使用できるもの（簡易浴槽等については、介護保険法で購入可能なものに限る。）	８年	90,000円（簡易浴槽等については、介護保険法の居宅介護福祉用具購入費を限度とする。ただし、90,000円以上のものは90,000円を限度とする。）
便器	下肢又は体幹の機能の障害の程度が２級以上の障害者等で、原則として学齢児以上のもの	障害者等が容易に使用できるもの（手すりを取り付けることができるものとする。）	８年	4,450円
頭部保護帽	下肢、体幹、移動又は平衡の機能の障害を有する障害者等及び障害の程度が重度又は最重度と判定された知的障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	３年	15,200円
歩行補助つえ	下肢、体幹又は平衡の機能の障害を有する障害者等で、原則として３歳以上のもの	Ｔ字又は棒状のもの	３年	3,000円（夜光材を附帯した場合は、410円（全面に夜光材を附帯した場合は1,200円）を加算する。）
移動・移乗支援用具	平衡、下肢又は体幹の機能の障害を有する障害者等で、原則として３歳以上のもの（家庭内の移動等において介助を必要とする者に限る。）	転倒予防、立ち上がり動作及び移乗動作の補助、段差解消等のための手すり、スロープ等で、障害者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有するもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	８年	60,000円

種目	対象者	機能	耐用年数	基準額
【自立生活支援用具】				
特殊便器	上肢の機能の障害の程度が２級以上であり、かつ、重度又は最重度と判定された知的障害児・者で、原則として学齢児以上のもの（訓練を行っても自ら排便後の処理が困難である者に限る。）	足踏ペダルにより温水及び温風を出すことができるもの又は介護者が容易に使用できるもので温水及び温風を出すことができるもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	８年	151,200 円
火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害の程度が２級以上の障害者等又は重度若しくは最重度と判定された知的障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発することにより屋内及び屋外に知らせることができるもの	８年	15,500 円
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害の程度が２級以上の障害者等又は重度若しくは最重度と判定された知的障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	室内温度の異常上昇又は炎の接触により自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	８年	28,700 円
電磁調理器	視覚の障害の程度が２級以上の障害者又は重度若しくは最重度と判定された知的障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者で、18 歳以上のもの	容易に使用できるもの	６年	41,000 円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚の障害の程度が２級以上の障害者等で、原則として学齢児以上のもの	障害者等が容易に使用できるもの	10 年	7,000 円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚の障害の程度が２級の障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者で、日常生活上必要と認められるもの	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10 年	87,400 円
視覚障害者用携帯型歩行支援装置	視覚の障害の程度が２級以上の障害者等で、原則として学齢児以上のもの	視力に障害を有する者の歩行に必要な情報の入手を容易にする製品であって、音声、振動等の視覚情報以外の方法のみにより情報を確認できる機能を有し、人工衛星を利用した情報通信ネットワーク等を通じて地図情報及び位置情報を受信する機能又は超音波を利用して障害物を検知する機能を有するもの	５年	54,000 円

種目	対象者	機能	耐用年数	基準額
【在宅療養等支援用具】				
透析液加温器	腎臓の機能の障害の程度が３級以上の障害者等で、自己連続携行式腹膜灌流法（ＣＡＰＤ）による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年	51,500 円
ネブライザー	呼吸器の機能の障害の程度が３級以上又はこれと同程度と認められる障害者等で、日常生活上必要と認められるもの	障害者等が容易に使用できるもの	５年	36,000 円
電気式たん吸引器	呼吸器の機能の障害の程度が３級以上又はこれと同程度と認められる障害者等で、原則として学齢児以上のもの（日常生活上必要と認められる者に限る。）	障害者等が容易に使用できるもの	５年	56,400 円
動脈血中酸素飽和度測定器	呼吸器の機能の障害の程度が３級以上又はこれと同程度と認められる障害者等で、日常生活上必要と認められるもの	障害者等が容易に使用できるもの	５年	42,000 円
人工呼吸器用バッテリー	呼吸器の機能の障害の程度が３級以上又はこれと同程度と認められる障害者等で、人工呼吸器の装着が必要と医師が認めたもの	使用している人工呼吸器専用バッテリー（充電器及びインバーター等を含める）	５年	100,000 円
発電機	呼吸器の機能の障害の程度が３級以上又はこれと同程度と認められる障害者等で、人工呼吸器の装着が必要と医師が認めたもの	ＡＣ100Ｖ（正弦波）の出力ができ、人工呼吸器用のバッテリー等を充電できるもの	10 年	110,000 円
外部バッテリー又はポータブル電源	呼吸器の機能の障害の程度が３級以上又はこれと同程度と認められる障害者等で、電気式たん吸引器又はネブライザーを使用しているもので、呼吸管理が必要と医師が認めたもの	ＡＣ100Ｖ（正弦波）の出力ができ、使用する医療機器の消費電力（W）に対応できるもの	５年	50,000 円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障害者	障害者が容易に使用できるもの。	10 年	17,000 円
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚の障害の程度が２級以上の障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者で、原則として学齢児以上のもの	障害者等が容易に使用できるもの	５年	9,000 円

種目	対象者	機能	耐用年数	基準額
【在宅療養等支援用具】				
視覚障害者用体重計	視覚の障害の程度が２級以上の障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	障害者が容易に使用できるもの	５年	18,000 円
視覚障害者用血圧計（音声式）	視覚の障害の程度が２級以上の障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	障害者が容易に使用できるもの	５年	10,000 円

種目	対象者	機能	耐用年数	基準額
【情報・意思疎通支援用具】				
携帯用会話補助装置	音声若しくは言語又は肢体の機能の障害を有する障害者等で、原則として学齢児以上のもの（発声又は発語に著しい障害を有する者に限る。）	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用できるもの	５年	98,800 円
情報・通信支援用具	上肢又は視覚の機能の障害を有する障害者等で、原則として３歳以上のもの	障害者等が容易に使用できるパーソナルコンピュータの周辺機器又はアプリケーションソフトであること	５年	100,000 円
点字ディスプレイ	視覚の障害の程度が２級以上であり、かつ、聴覚の障害の程度が２級以上である障害者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	６年	383,500 円
点字器	視覚の障害を有する障害者等	障害者等が容易に使用できるもの（点筆を附帯することができるものとする。）	５年	10,400 円
点字タイプライター	視覚の障害の程度が２級以上の障害者等で、就労し、若しくは就学し、又は就労が見込まれるもの	障害者等が容易に使用できるもの	５年	63,100 円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚の障害の程度が２級以上の障害者等で、原則として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、ＤＡＩＳＹ方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能なもので、障害者等が容易に使用できるもの	６年	録音・再生機にあっては　85,000 円、再生専用機にあっては 35,000 円

種目	対象者	機能	耐用年数	基準額
【情報・意思疎通支援用具】				
視覚障害者用音声 IC タグレコーダー	視覚の障害の程度が２級以上の障害者で、原則として学齢児以上のもの。	視覚障害者が容易に使用できるもの	６年	59,800 円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚の障害の程度が２級以上の障害者等	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力することができるもので、障害者等が容易に使用できるもの	６年	99,800 円
視覚障害者用読書器	視覚の障害を有する障害者等で、原則として学齢児以上のもの（視覚障害者用読書器を利用することにより文字等を読むことが可能となる者に限る。）	文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、消費税法施行令第１４条の４の規定基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成３年厚生労働省告示第１３０号）別表に掲げるもの	８年	198,000 円
視覚障害者用時計	視覚の障害の程度が２級以上の障害者	障害者が容易に使用できるもの。	10 年	13,300 円
聴覚障害者用通信装置	聴覚又は発声若しくは発語に著しい障害を有する障害者等で、原則として学齢児以上のもの（コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者に限る。）	一般の電話に接続して音声の代わりに文字等により通信が可能なもので、障害者等が容易に使用できるもの	５年	71,000 円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚の障害を有する障害者等で、聴覚障害者用情報受信装置によりテレビを視聴することが可能となるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信できるもので、障害者等が容易に使用できるもの	６年	88,900 円
人工内耳スピーチプロセッサ（買替え）	聴覚の障害を有し、人工内耳埋込手術を受けている障害者等で、医療保険の適用となる体外装置を装用後５年を経過しているもの	障害者等が容易に使用できるもの（ただし、民間保険及び医療保険が適用されない場合の買替えに限る。）	５年	350,000 円

種目	対象者	機能	耐用年数	基準額
【情報・意思疎通支援用具】				
人工内耳用電池	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている者で、現に装用している聴覚障害者	人工内耳用外部装置用の空気亜鉛電池で、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	なし	１月につき2,500円
人工内耳用充電池	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている者で、現に装用している聴覚障害者	人工内耳用外部装置用の充電池で、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	２年	20,000円
人工内耳用充電器	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている者で、現に装用している聴覚障害者	人工内耳用外部装置用の充電池に適合する充電器で、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	３年	25,000円
人工喉頭	音声の機能の障害を有する障害者等で、喉頭を摘出したもの	笛式のもので、障害者等が容易に使用できるもの	４年	5,000円
		電動式のもので、障害者等が容易に使用できるもの	５年	70,100円

種目	対象者	機能	耐用年数	基準額
【排泄管理支援用具】				
ストーマ用装具	膀胱又は直腸の機能の障害を有する障害者等で、ストーマを造設したもの	便を処理するためのもの（別表１の１に掲げる用品を附帯することができる。）	なし	１か所につき月額8,900円以内
		尿を処理するためのもの（別表１の１に掲げる用品を附帯することができる。）	なし	１か所につき月額11,700円以内

種目	対象者	機能	耐用年数	基準額
【排泄管理支援用具】				
紙オムツ等	次のいずれかに該当する３歳以上の障害者等で、必要と認められる者 (1)　ストーマ用装具を装着できない者 (2)　二分脊椎（せきつい）等先天性疾患（先天性鎖肛（こう）を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は排便機能障害のある者 (3)　先天性鎖肛（こう）に対する肛門（こう）形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 (4)　６歳以前に発症した脳性麻痺（ひ）等の脳原性運動機能障害又はこれと同程度と認められる障害により、排尿又は排便の意思表示が困難な者	紙オムツ若しくは脱脂綿、サラシ及びガーゼ又は洗腸装具	なし	１月につき12,000円以内
収尿器	下肢又は体幹の機能の障害を有し、排尿障害のあるもの	容易に使用できるもの	なし	男性用にあっては7,700円、女性用にあっては8,500円

種目	対象者	機能	耐用年数	基準額
【住宅改修費】				
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹の機能の障害又は乳幼児期の非進行性の脳病変による運動機能の障害（移動機能障害に限る。）の程度が３級以上（特殊便器への取替えにあっては、上肢の機能の障害の程度が２級以上）の障害者等で、原則として学齢児以上のもの	手すり、スロープ等の設置、床材、扉、便器等の取替え等により転倒防止、立ち上がり動作及び移乗動作の補助、段差解消等を図ることができるもの（設置又は取替えに当たり、小規模な住宅改修を伴うものに限る。）	なし	200,000円

別表１の１

ストーマ用装具と同時申請できる用品

	用品名		用途
1	皮膚保護剤	ペースト、パテ	ストーマ周囲の皮膚のしわ・くぼみによる段差を埋め、皮膚の表面を平坦にして排泄物の漏れによる皮膚障害を防止する。
2		パウダー	ストーマとストーマ装具面板との隙間に露出している皮膚に振りかけて皮膚への排出物付着による皮膚障害を防止する。また、湿った皮膚環境でも面板の密着性を高める。
3		ウエハー	ストーマ周囲の皮膚のしわ・くぼみによる段差を補正して皮膚への排泄物付着を防ぎ皮膚障害を防止する。また、水分を吸収して面板の密着性を高める。
4	コンベックス・インサート		平面タイプの面板のフランジ部分にリング状のものを嵌め込み、凸面タイプにして排泄物の漏れを防止する。
5	フィルムドレッシング材、サージカルテープ		面板の周囲に貼って皮膚への密着を助長する。通気性、防水性があってかぶれ難い特性のある粘着テープ。
6	皮膚被膜材（スキンバリア）		ストーマ周囲の皮膚に塗って薄い被膜をつくり、皮膚を排泄物や粘着剤などの刺激から保護する。
7	粘着剥離剤（リムーバー）		皮膚への剥離刺激を軽減するとともに、皮膚に残った皮膚保護材や粘着テープの除去を容易にする。
8	皮膚清浄剤		ストーマ周辺の皮膚の汚れを落とし、清潔に保つ。洗い流しが不要で拭き取り直後に面板の装着が可能。
9	ガーゼ、脱脂綿		面板を皮膚に貼り付ける時に、ストーマからの水様性排泄物（尿や水様便）による皮膚の汚れ防止のために排泄物を吸収する。
10	消臭剤（粉末､錠剤､液体、シート等）		ストーマ袋内の排泄物による臭いを緩和する、排泄物の臭いを緩和する。
11	潤滑剤		ストーマ装具内の排泄物の排出を容易にする。
12	凝固剤		ストーマ袋の中に入れて水様性の排泄物（便や尿）をゼリー状にして、漏れや面板の剥がれを防止する。
13	ストーマ用ベルト		ストーマ装具の剥がれやずれを防止するため装具を固定するタイプと、ストーマ周囲のヘルニアの脱出を予防を兼ねストーマ周囲全体を保護して装具を安定させるタイプがある。
14	ストーマレッグバッグ（レッグバックベルトも含む）		遠出などで通常のストーマ装具に接続して尿をためるための補助パック。
15	ナイト・ドレーナージバッグ		ストーマレッグバッグと同様に就寝時、通常のストーマ装具に接続して長時間に尿をためるための補助パック。
16	ストーマ袋カバー		ストーマ袋にかぶせて汗を吸収し汗による皮膚障害や、ストーマ袋が直接皮膚に触れてことによる皮膚障害を防止する。
17	ストーマ用ハサミ、フランジカッター		面板の中心部分をストーマサイズに合わせて曲線をスムーズにカットする。
18	ストーマ用腹帯・サラシ・オストミーパンツ		ストーマ保有者専用で、ストーマ袋を収納するためのポケットがあり、フィット感を高めたり、蒸れを防いだりする。
19	入浴用補助具		入浴時にストーマ装具の装着を目立なくするために、ストーマ袋の替わりに装着するキャップや、ストーマ装具全体を覆うシートがある。
20	洗腸用具		洗腸排便のための用具

備考

1　脳原性運動機能障害を有する場合は、上肢、下肢又は体幹の機能の障害に準じて取り扱うものとする。

2　聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

3　難病患者等その他必要と認められる者については、対象者の心身障害の状況を付した日常生活用具意見書（様式第１の２）の提出により、支給する種目の判断を行うものとする。

4　ストーマ装具及び紙おむつ等（紙オムツ若しくは脱脂綿、サラシ及びガーゼ又は洗腸装具）については、給付券１枚に２月分の額を記載し、申請１回につき給付券３枚（半年分）まで一括給付できるとする。